

安全運転管理者選任の手引き



秋 田 県 警 察 本 部
秋 田 県 安 全 運 転 管 理 者 協 会
秋 田 県 事 業 主 交 通 安 全 推 進 協 会

目 次

1	安全運転管理者制度	1
2	安全運転管理者、副安全運転管理者を選任しなければならない事業所	1
3	安全運転管理者、副安全運転管理者の選任	1
4	安全運転管理者、副安全運転管理者の資格要件	1
5	安全運転管理者の責任と義務	2
6	安全運転管理者の権限	3
7	安全運転管理者等に対する講習	3
8	選任、解任、届出事項の変更届等	3

安全運転 5 則	高速運転安全 5 則
①安全速度を必ず守る	①安全速度を守る
②カーブの手前で スピードを落とす	②十分な車間距離をとる
③交差点では 必ず安全を確かめる	③割り込みをしない
④一時停止で 横断歩行者の安全を守る	④わき見運転をしない
⑤ 飲酒運転は絶対しない	⑤路肩を走行しない

1 安全運転管理者制度

安全運転管理者制度は、昭和40年の道路交通法の改正により発足しました。当時、自家用自動車による交通事故を分析した結果、企業に関係のある、しかも企業責任がある交通事故が非常に多く発生していることが明らかになりました。このような実態を考えますと、広く道路交通の安全と秩序を守るためには、企業が使用する自動車の交通事故防止対策が非常に重要になってきます。

そこで、自家用自動車を使用する企業の社会的責任を法によって明らかにするとともに企業における自動車の安全な運転を確保させようという趣旨のもとに、この制度が生まれたものです。

2 安全運転管理者、副安全運転管理者を選任しなければならない事業所

【安全運転管理者】

- ・ 5台以上の自家用自動車を使用している事業所（大型自動二輪車または普通自動二輪車1台は0.5台として計算）
- ・ 乗車定員11人以上の自動車を1台以上使用している事業所
- ・ 自動車運転代行業者については、営業所ごとに

【副安全運転管理者】

- ・ 20台以上の自家用自動車を使用している事業所（自動車20台以上につき1人の基準で選任）
- ・ 自動車運転代行業者については、10台以上使用している営業所（自動車10台ごとに1人を加える）

※ 参照 道路交通法第74条の3 道路交通法施行規則第9条の8、第9条の11

3 安全運転管理者、副安全運転管理者の選任

安全運転管理者等は、単にベテラン運転者として他の運転者に対して運転上のアドバイスを与えるだけでなく、労務管理、人事管理等も含む総合的な立場から安全運転管理を行うものです。

したがって、使用者は、こうした管理能力を有し、その管理能力を発揮し得る職務上の地位にある者（人事部長・労務部長等）を選任する必要があります。

職務上の権限のない人を選任しているケースもありますが、これでは折角の安全運転管理者制度が機能しません。

4 安全運転管理者、副安全運転管理者の資格要件

【安全運転管理者】

- ① 年齢20歳以上の者であること。ただし、副安全運転管理者を選任しなければならない場合にあっては30歳以上とする。
- ② 2年以上の運転管理の実務経験を有する者（運転管理に関する公安委員会の教習

を終了した者は1年以上の実務経験でよい。また必ずしも運転免許を有する者でなくてもよい。)

また、これらと同等以上の能力があると公安委員会が認定した者であること。

- ③ 過去2年以内に公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けたことのない者であること。
- ④ 過去2年以内に、次の違反行為をしたことのない者であること。
 - ・ ひき逃げ
 - ・ 酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、無免許運転
 - ・ 酒酔い・酒気帯び運転にかかわった車両・酒類の提供、酒酔い・酒気帯び運転の車両への同乗
 - ・ 酒酔い運転・酒気帯び運転・麻薬等運転・過労運転の下命、容認
 - ・ 無免許運転・無資格運転の下命、容認
 - ・ 最高速度違反運転・積載制限違反運転の下命、容認
 - ・ 自動車使用制限命令違反

【副安全運転管理者】

- ① 20歳以上の者であること。
- ② 1年以上の運転管理の実務経験、若しくは3年以上の運転経験を有している者であるか、またこれらと同等以上の能力があると公安委員会が認定した者であること。
- ③ 過去2年以内に、公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けたことのない者であること。
- ④ 過去2年以内に、一定の違反行為をしていない者であること。(一定の違反行為とは、安全運転管理者の資格要件④に同じ。)

※ 参照 道路交通法施行規則第9条の9

5 安全運転管理者の責任と義務

安全運転管理者は、企業内において、道路交通法で定められている次の責任と義務を負います。

① 安全運転管理者の業務

- ア 公安委員会の指針による安全運転教育の実施
- イ 運転者の適性や技能・知識、遵法状況などを把握するための措置
- ウ 最高速度違反、過労運転、過積載、放置行為の防止に特に留意した安全運行計画の作成
- エ 長距離運転や夜間運転の交替要員の配置
- オ 異常気象時の安全確保の措置
- カ 点呼等による安全運転確保の指示
- キ 運転者に運転日誌を記載させる
- ク ア以外の安全運転に必要な事項の指導

② 公安委員会へ必要な報告、資料を提出すること。

③ 違反運転を下命、容認しないこと。

※ 参照 道路交通法第74条の3

6 安全運転管理者の権限

安全運転管理者を選任している事業主は、選任した安全運転管理者に対し、その業務を処理するため、必要な権限を与えなければなりません。

※ 参照 道路交通法第74条の3

7 安全運転管理者等に対する講習

安全運転管理者等を選任している事業主は、公安委員会から安全運転管理者や副安全運転管理者に対して講習を行う旨の通知を受けたときは、その講習を受けさせる義務があります。

※ 参照 道路交通法第74条の3

道路交通法、道路交通法施行規則の各条文については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律において規定されている読替え規定(内閣府令)が適用されます。

8 選任、解任、届出事項の変更届等

【届出を要する事項】

自動車の使用者は、次のときは15日以内に秋田県公安委員会に選任、解任等の届出を出さなければなりません。

なお、この届出は、その事業所を管轄する警察署長を経由して行うこととなっております。(自動車運転代行業にあつては10日以内に主たる営業所を管轄する警察署)

① 安全運転管理者・副安全運転管理者を選任又は解任したとき。

② 届出事項に次のような変更があつたとき。

ア 届出者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所の変更があつたとき。

イ 自動車の使用の本拠の名称及び位置に変更があつたとき。

ウ 安全運転管理者、または副安全運転管理者の職務上の地位が変更になつたとき。

エ 自動車台数、運転者数に変更があつたとき。

※ 参照 道路交通法第74条の3

【届出に必要な書類】

安全運転管理者、副安全運転管理者の届出に必要な書類は、次のとおりです。

選 任 届 (管理者等の交替の届出も同じ)	届 出 事 項 変 更 届	解 任 届
1 安全運転管理者 に関する届出書 副安全運転管理者 (様式第9号・第10号)2通	安全運転管理者 に関する届出書 副安全運転管理者 (様式第9号・第10号)2通	安全運転管理者 に関する届出書 副安全運転管理者 (様式第9号・第10号)2通
2 戸籍抄本又は住民票 1通 ※自動車運転代行業者につ いては、住民票に限る。		
3 履 歴 書 2通		
4 職 務 経 歴 書 2通 様式第11号 (副安管は免許証の写しでも可)		
5 自動車安全運転センター発行 の運転記録証明書 1通		
6 写 真 1枚		

- ① 安全運転管理者等の選任届、届出事項の変更届、解任届、職務経歴書の各用紙は、各警察署交通課に備えてあります。
- ② 副安全運転管理者の場合は、その者の自動車運転経験の期間を証明するもの（運転免許証の写し）又は職務経歴書を添付することになります。
- ③ 自動車安全運転センター発行の運転記録証明書の申込用紙は、警察署、交番、駐在所、自動車安全運転センター秋田事務所に備えてあります。
- ④ 運転記録証明書は、現に自動車免許を受けている人の場合だけ必要であり、届出の日から30日以内に発行されたもの（写しでもよい）を添付することになります。
- ⑤ 写真は、安全運転管理者証に貼付するもので6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦3 cm、横2.5 cmのものであります。
- ⑥ 届出事項変更届出書には、変更事項のほか、すべての事項について記載するとともに裏面備考欄に変更前の事項を簡記して下さい。
- ⑦ 安全運転管理者証の交付
公安委員会は、安全運転管理者等の選任届を受理しますとこれを審査し、要件を備えているときは、安全運転管理者証、又は副安全運転管理者証を交付します。
(注 解任されたときは、所轄の警察署に返納してください。)
- ⑧ 届出書などの様式、記載例は別記のとおりです。
※ 参照 秋田県道路交通法施行細則第11条の2、第11条の3

（表）

※整理番号 中－０００１	<h3 style="margin: 0;">安全運転管理者に関する届出書</h3> <p style="margin: 5px 0;">秋田県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">平成23年 4月 3日</p> <p style="margin: 5px 0;">安全運転管理者を(選任)・(解任)したのので、届け出ます。 届出事項を(変更)したのので、届け出ます。</p> <p style="margin: 5px 0;">住所 秋田市山王四丁目1番5号 氏名 株式会社秋田商事 代表取締役 秋田 一郎 (印)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 </div> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">(電話番号018-863-1111) (ファックス番号018-863-1111)</p>				
選任年月日	平成23年3月29日		使用の本拠	名称	株式会社 秋田商事
安全運転管理者の氏名	(ふりがな) あきた じろう 秋田 次郎			位置	秋田市山王四丁目1番5号
資格要件	生年月日(年齢) 昭和34年2月2日(52歳)	運転の管理経験 3 公安委員会の認定		業種別	1 官公署 2 公社・公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他

(裏)

職務上の地位		専務取締役			使用の本拠における自動車の台数・運転者数	乗用貨物				大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計					
安全運転管理者が運転免許を有している場合		免許の種類	中型一種			大型	中型	普通	軽	大型	中型	普通	軽						
		免許年月日	S55.1.1																
		免許番号	238012349870-1234										2				22		
		交付年月日	平成20年 2月20日																
		交付公安委員会	秋田県公安委員会																
安全運転管理者の勤務の態様		勤務	日勤 隔日 その他()			運転者数	免許種別	大型一種	中型一種	普通一種	大型二種	中型二種	普通二種	大型二種	小型二種	普通二種	計		
		副安全管理者の有無	あり(1名) なし				専従	3		25									28
安全運転管理者の略歴	勤務期間	勤務所名	職名			予備											5		
	自H4・4・1至H9・3・31	(株)秋田商事	営業部長																
	自H9・4・1至H〇・〇・〇	同上	専務取締役						5										
	自 . . 至 . .				前安全管理者	解任年月日	平成23年3月29日												
	自 . . 至 . .					氏名	秋田五郎												
自 . . 至 . .				解任事由		1 死亡 2 退職 3 転任													
自 . . 至 . .				解任事由		4 解任命令 5 その他()													
備考																			

※整理番号 副 20 （安管－0001）	<h3 style="margin: 0;">副安全運転管理者に関する届出書</h3> <p style="margin: 10px 0;">秋田県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">平成23年 4月 3日</p> <p style="margin: 10px 0;">副安全運転管理者を選任・解任したので、届け出ます。 届出事項を変更</p> <p style="margin: 10px 0;">住所 秋田市山王四丁目1番5号 氏名 株式会社秋田商事 代表取締役 秋田 一郎 ㊟</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 </div> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">（電話番号 018-863-1111） （ファックス番号018-863-1111）</p>					
選任年月日	平成23年 3月29日		使用 の 本 拠	名 称	株式会社 秋田商事	
副安全運転管理者の氏名	（ふりがな） あきた さぶろう 秋 田 三 郎			位 置	秋田市山王四丁目1番5号	
資 格	生年月日 （年齢）	昭和40年5月5日（46歳）		安全運転管理者の氏名	秋 田 次 郎	
要 件	1 運転の管理 経験 1年以上	② 運転の経 験期間 3年以上		3 公安委員会 の認定	業 種 別	1 官公署 2 公社・公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 ⑨ 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他

(裏)

職務上の地位		係長			使用の本拠における自動車の台数・運転者数	乗用貨物				大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計			
副安全運転管理者が運転免許を有している場合		免許の種類	中型一種			大型	中型	普通	軽	大型	中型	普通	軽				
		免許年月日	S55.1.1														
		免許番号	238612349880-1234										2			22	
		交付年月日	平成21年4月25日														
		交付公安委員会	秋田県公安委員会														
副安全運転管理者の勤務の態様		勤務	日勤 隔日 その他()			運転者数	免許種別	大型一種	中型一種	普通一種	大型二種	中型二種	普通二種	大型二種	小型二種	計	
		補助者の有無	あり(名) なし				専従	3		25							
副安全運転管理者の略歴	勤務期間	勤務所名	職名	前副安全運転管理者			解任年月日	平成23年3月29日									
	自 . . 至 . .						氏名	秋田 四郎									
	自 . . 至 . .				解任事由		1 死亡 2 退職 3 転任										
	自 . . 至 . .						4 解任命令 5 その他()										
	自 . . 至 . .																
	自 . . 至 . .																
備考																	

履 歴 書

ふりがな	あきた じろう	Ⓜ・女
氏 名	秋 田 次 郎	Ⓜ
昭和	34年2月2日生(52歳)	

本 籍	秋田市川尻一丁目2番	電 話
ふりがな	あきたしかわしりいっちょうめにばんさんごう	831局
現 住 所	秋田市川尻一丁目2番3号	0971 番

年号	年	月	学歴・職歴・賞罰など(格別にまとめて書く)
S	36	3	秋田県立大山高等学校卒業
S	36	4	国立大川大学商学部入学
S	40	3	国立大学商学部卒業
S	40	4	株式会社大館物産入社
S	51	7	株式会社大館物産退職
S	63	4	株式会社秋田商事 営業係長
H	元	4	株式会社秋田商事 営業課長
H	4	4	株式会社秋田商事 営業部長
H	9	4	株式会社秋田商事 専務取締役

様式第11号(第11条の2関係)

職 務 経 歴 書

住 所	秋田市川尻一丁目2番3号		
氏 名	秋 田 次 郎 昭和34年2月2日生		
安全運転管理に 関した勤務期間	勤務先の名称又は氏名	職務上の地位	安全運転管理の具体的内容
63年4月 元年4月	株式会社 秋田商事	営業係長	社員の安全運転指導管理
元年4月 4年4月	同 上	営業課長	同 上
4年4月 9年4月	同 上	営業部長	同 上
9年4月 年 月	同 上	専務取締役	同 上
上記のとおり相違ないことを証明する。 平成23年3月29日 株式会社 秋田商事 代表取締役 秋 田 一 郎 印			